

## 規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	沖縄弁護士名簿への登録取消し事由(緩和)	
担当部局	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	
評価実施時期	令和元年7月	
規制の目的, 内容及び必要性等	<p>弁護士については, 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより, その資格制度自体は見直さないものの, 欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除する(成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第50条)。</p> <p>一方で, 沖縄弁護士の業務は, 地域的な限定があることを除けば弁護士が行うことができる事務と同様であり, 弁護士の欠格条項が見直される趣旨は, 弁護士と同様の職務を担う沖縄弁護士にも当てはまる。</p> <p>したがって, 沖縄弁護士についても, 弁護士法における弁護士の欠格条項に関する規定を準用して定めている沖縄弁護士名簿への登録取消し事由から成年被後見人及び被保佐人を削除すると同時に, 心身の故障により沖縄弁護士の職務を適正に行うことができないものとして判断する個別審査規定を新設する必要がある。</p>	
	法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令案(仮称)(沖縄弁護士に関する政令部分)
直接的な費用	費用の要素	
(遵守費用)	個別審査規定を新設するに当たり, 日本弁護士連合会において沖縄弁護士が当該規定に該当するかどうかを審査する費用が想定されるが, 元来, 日本弁護士連合会は弁護士法の個別審査規定に基づいて弁護士を審査しており, 本改正によって新たに対象となる沖縄弁護士は平成30年度末時点で8人ととどまることも考え併せると, 「遵守費用」は僅少である。	
(行政費用)	特段発生しない。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響等	
	欠格事由を削除するものの, 新設する個別審査規定により沖縄弁護士の業務に必要な能力の有無を判断するため, 特段の影響は想定されない。	
その他の関連事項	—	
事後評価の実施時期等	本規制については, 施行から5年後(令和6年目処)に事後評価を実施する予定である。	
備考		